明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一**）　一

○社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働一四**）　三

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
（**同一五**）　六

○国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（**国土交通四**）　八

〔告　示〕

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する件
（**国土交通二一二**）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁
公示送達関係　一七

裁判所
破産、免責、再生関係　一七

特殊法人等
独立行政法人国立美術館随意契約事前確認公募、本州四国連絡高速道路株式会社工事完了、公認会計士等の登録及び登録抹消、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金解散・清算人就任関係　一七

地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、押収物還付関係　一七

会社その他
会社決算公告　一七

省令

○**財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号**

技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行に伴い、並びに特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）第十一条の二及び別表第三の規定に基づき、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十五日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭